

西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟規約

(名 称)

第1条 本同盟は、西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟という。

(目 的)

第2条 本同盟は、西武新宿線の踏切の渋滞解消に向け、中井駅～野方駅間の事業の着実な推進と野方駅～井荻駅間の事業の早期実現を促進することを目的とする。

(事業等)

第3条 本同盟は、前条の目的を達成するため、国、東京都及び西武鉄道株式会社等関係機関への要請、その他必要な活動を行う。

(組 織)

第4条 本同盟は、第2条の目的に賛同する区内の団体及び区民、区議会及び区の関係職員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本同盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	若干名
会計監事	若干名
理事	若干名

2 会長及び副会長は、理事会で互選する。

3 会長は会務を総括し、本同盟を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(理事会)

第6条 本同盟に理事会を置く。

2 理事会は、本同盟の加盟団体の構成員その他から選任する理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

5 理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(補 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が決定する。

附 則

この規約は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月25日から施行する。